

堺市職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

堺市職員の扶養手当に関する規則（平成25年規則第117号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「以上」の次に「（18歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。